

(別表)

(別表)

地方税法施行規則附則第7条第12項の規定に基づく証明申請書

申請者 住所 氏名 印

家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日 年 月 日

上記家屋（建築物の耐震改修の促進に関する法律（昭和7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に限る。）において、地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第7条第12項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日 平成 年 月 日

1. 証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共団体の長 印

国土交通省告示第四百十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十二項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

地方税法施行規則附則第七条第十二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十四項に規定する基準に適合するものであることを、当該家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長（建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の第三項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が別表の書式により証する書類とする。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名			印
	住所			
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
		所在地		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
		所在地		
登録年月日及び登録番号				

3. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称			印
	住所			
証明を行った指定確認検査機関	指定年月日及び指定番号	氏名		
		住所		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の場合	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
		建築基準適合判定資格者の場合	登録番号	登録を受けた地方整備局等名

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

3欄の「証明を行った指定確認検査機関」における「名称」及び「住所」の欄について、当該機関が指定を受けた後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を記載するものとする。